

環境再生プロジェクト最終報告書（骨子案）

1 新たな環境再生・保全の枠組

(1) 地域の身近な自然環境の将来像

地域の環境状況や問題について概観するとともに、地域において既に行われている環境再生活動及び今後実施の必要がある活動を調査し、地域における環境課題を抽出し、整理を行う。

また、地域が取り組むべき課題、協働すべき課題を抽出・整理することで、地域の目指すべき将来像を検討する。

(2) 市民主体による地域の身近な自然環境を守る必要性

(中間報告からエッセンスを引用)

2 実証（モデル）事業の経過から見出されたこと

(経過報告の中からまとめるとともに、他の本文中に活用する。)

3 身近な自然環境を再生・保全する仕組みづくり

今後、市民主体による地域の身近な自然環境を守り育てるため、必要と考えられる機能として、交流・連携、コーディネート・ネットワーク化、参加を促す場の提供、担い手の発掘・育成などを進めることが重要であることを実証（モデル）事業を通じて実証した。

(1) 活動団体等の連携促進

ア 地縁型団体とテーマ型団体との連携

小田原市は、全国的にみても自治会組織率が高く、これまで地域の課題解決の中核であった自治会等住民組織（地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、老人会、子供会、PTA等）と環境など特定分野の地域の課題解決に取り組むボランティア、NPOなどの市民活動セクターとの連携、協力関係が必要である。両者の短所・長所を互いに補い、生かすことができる活動を支援していく必要がある。

イ コミュニティと企業、行政との連携

地域を構成する組織には、企業等の生産者も存在し、近年は企業の地域貢献、CSR活動などの地域の環境保全活動に取り組みが活発化している背景がある。地域の環境を保全するためには、企業等への連携協力が必要である。

行政は、地域コミュニティを推進する立場から、環境改善活動などの地域活動を推進す

る方向での支援に積極的に関与する考え方であることから、その具体的な推進体制を整え、地縁型団体、いわゆる地域コミュニティと、テーマ型団体、いわゆるテーマコミュニティ双方への連携を促進し、支援する必要がある。

ウ 行政内部の連携

総体として、環境改善活動などの市民活動に行政の支援の方向性だけでなく、地域の総意となりつつある具体的な活動に対して、“タテ割り”の弊害を補う“横串”の庁内連携を強化する必要がある。

活動の主体を団体、個人のみ限定するのではなく行政関係課においても活動を促進する役割を持つ。(例 間伐材の利用先等)

(2) ネットワーク化・コーディネート機能

ア ネットワーク化

環境問題の多くは、様々な要因が横断的、重層的に関連していることから、様々な活動団体がバラバラのまま取り組むだけでは限界がある。

活動団体や環境改善活動への取り組みに関心のある人々、環境 NGO などの広域で活動している団体との新たなネットワークづくりとパートナーシップの構築が必要である。

イ コーディネート機能・アプローチ方法

環境改善活動について、「その必要性を認識する段階」、「想いを育てる段階」、「活動を実践する段階」、「持続性を検討する段階」など様々なフェーズがある。各団体のアプローチについては、どの程度具体化された事業計画が必要であるか等を検証する必要がある。それぞれのフェーズにおいて、必要なニーズは異なり、それぞれの段階、ケースに応じた人・組織をつなぐ、活動をつなぐ、コーディネート機能が必要である。

(3) 参加を促す場の提供

市民の手によって、身近な環境を再生し、守り育てるため、どれだけ多くの市民が身近な環境にアプローチすることが大切である。市民の中には、何らかの環境改善活動に貢献したいが、きっかけがなかったり、情報が不足していてチャンスがつかめなかったり、まだ活動に着手できない、心に“活動の種火”をもった市民をこれまでの取り組みに加え、新たな取り組みを起こし、参加を促していくことが必要である。

青少年から働き盛りの人たち、定年退職者まで、世代間交流による関係作り、また地域コミュニティの強化、環境教育の実践の場とすることで、多くの副次的価値ある活動とすることが大切である。

(4) 担い手の発掘、育成

地域における担い手とは、「ア 作業に従事できる活動の担い手の確保」、「イ 活動を企画立案し全体をリードする核となる人材の育成」、「ウ 環境教育の場としての活用(若者の参加意欲の促進)」、「エ 科学的根拠のある取り組みを实践するため、専門家集団との連携」

などがある。

地縁型団体、ボランティアグループなどテーマ型団体、できる人が無理なく、コミュニティビジネスを行う人々が、拠点を確保し、相互に認知され、支援できる水平で緩やかな連携づくりが必要である。

(提案例)人材バンク登録制度、ワンデーボランティア、リーダー養成講座の実施

ア 活動の担い手の確保(アナウンス制度の確立)

活動の底辺を拡大し、様々な所属から多くの担い手を確保することが必要である。

テーマ別の活動に絞ったサポーターを募集し、活動の進捗状況等を随時報告する。

イ 核となる人材の育成

地域において核となる人材を発掘し、育成することが必要である。

ウ 環境教育の場としての活用(若者の参加意欲の促進)

活動の継続性を高め、技術を伝承していくために若者の活動参加を促進する必要がある。一般市民参加だけでなく、教育現場における環境教育などを利用した活動を活用し、地域環境の重要性を理解し実際の現場での活動参加を促す必要がある。子どもが環境に対する意識を持つことで、おのずと親の環境意識の向上へとつながっていく。

エ 専門家集団との連携

科学的に根拠のある活動を担保するために専門家との連携が必要である。

4 「環境コミュニティ」の連携・協働の促進

(1) 合意形成の仕組み

ア 情報の共有化

活動を形成するために必要な機能(企画立案、意思決定、認知・支援、計画策定、総意表明)を確保し、案を作る場を確保し、決定に様々な人の参画を確保する仕組みが必要である。

(ア)活動のマニュアル化

(イ)環境データベースの構築

イ 広報機能の充実

それぞれの活動の目的に合わせた広報を行う必要があり、さまざまな世代が参加したいと思える様な広報機能を確立する必要がある。活動や情報を周知し、全体像を把握できるようにすることが、地域における認知、承認となることから、わかりやすく、タイムリーな広報活動の充実を図る必要がある。

(2) 財源の確保

活動を安定的かつ持続性あるものにするために、安定的な財源の確保を必要である。

(提言例) 助成制度の情報把握・周知、基金・ファンドの設立など

(3) 持続性の確保

持続可能な活動として、地域に定着させることが必要である。

単発の活動に終わらせないための、知恵や工夫が必要である。

(4) 事務局機能

先進事例を参考にした結果、専従の職員の確保が、連携、コーディネート、場の提供、担い手の確保、総意の形成、広報機能の充実、財源の確保、持続性の確保といったあらゆる機能を担保するために必要な機能である。

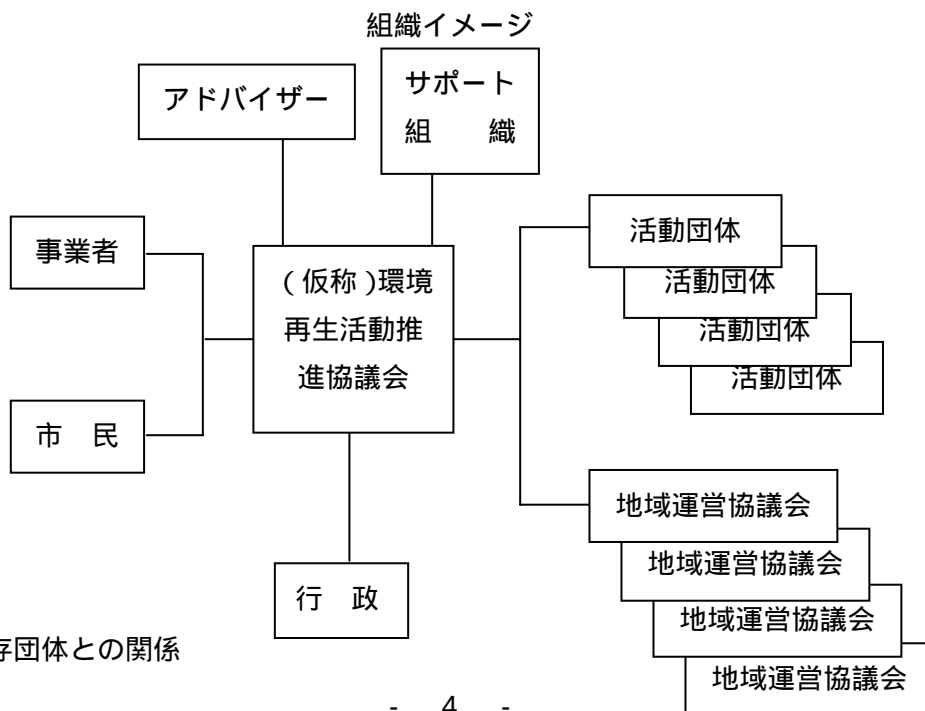
5 機能を具体化する組織化「(仮称) 環境再生協議会」

(1) 組織のあり方

(中間報告からエッセンスをより具体化して説明)

(2) 組織例

(中間報告からエッセンスをより具体的に機能説明)



(3) 既存団体との関係

既存の団体の機能を強化するために、設立するものであり、これまで不足していた機能を補完するための組織とするものである。

6 市の支援体制

(1) 活動支援の調整

規則や保護政策、許認可等の機能を果たすとともに、土地所有者に対しての提案などを積極的に働きかける。

(2) 資機材の提供

(用具を含めた資機材の提供などについてどのように考えるか。)

(3) 環境情報の提供

(環境情報の提供方法など具体案があれば、提案いただきたい。)

(4) 環境情報の一元管理

環境再生活動を促進するための手段の1つとして、グリーンマップ情報や地域の環境情報をデータベース化するなど、環境情報を一元管理することが必要。